

医療法人社団善衆会 善衆会病院

訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション

<重要事項説明書> 当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 重要事項説明書の主旨

医療法人社団善衆会が運営する善衆会病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある利用等に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

2 施設の目的及び運営方針

<目的>

指定訪問リハビリテーション事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

<運営方針>

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 法人及び施設の概要

<法人の概要>

名 称 : 医療法人社団 善衆会 理事長 木村 雅史

所 在 地 : 群馬県前橋市筑井町 54 番地 1

電話番号 : 027-261-5410 FAX : 027-261-5450

<施設の概要>

名 称 : 医療法人社団 善衆会 善衆会病院 訪問リハビリテーション

所 在 地 : 群馬県前橋市筑井町 54 番地 1

開設年月日: 令和 2 年 4 月 1 日

代表者： 管理者 恩田 啓

電話番号： 027-212-7855 FAX： 027-212-7856

指定番号： 1010112306

実施地域： 前橋市、伊勢崎市、玉村町の一部（実施地域以外でも、ご希望の方はご相談下さい）

営業日： 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。

休日： 日曜日、国民の祝祭日及び12月30日から1月3日を休日とする。

営業時間： 9時から17時とする。

サービス提供時間

月曜日～土曜日 9：00～17：00

4 職員体制

職種	人員
管理者	1名
医師	2名以上
リハビリテーション（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）	5名以上

5 サービス従事者

- ① サービス従事者とは、利用者様の訪問リハビリテーションを提供する当事業所の職員であり、主としてリハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、そして、サービス提供者が該当します。また、契約書及び重要事項説明書は、リハビリスタッフに代わって相談員又は事務員等がご説明させていただく場合があります。
- ② 利用者様の担当になる訪問リハビリスタッフの選任（担当の変更を含む）は、当事業所が行い、利用者様が訪問リハビリスタッフを指名することはできません。当事業所の都合により担当の訪問リハビリスタッフを変更する場合は、利用者様やそのご家族に対し事前にご連絡すると共に、サービス利用に関する不利益が生じないように十分に配慮します。
- ③ 利用者様が、担当の訪問リハビリスタッフの変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、当事業所まで申し出てください。※業務上不適当と判断される事由がなき場合、変更を致しかねる場合があります。
- ④ 当事業所は、利用者からの希望による変更も含め、訪問リハビリスタッフの変更により、お客様及びそのご家族様等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないように十分配慮します。

6 サービスの内容

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者様のご自宅を訪問し、利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では知的能力の維持改善等、また口腔・嚥下機能等の改善を医師の指示に基づき行います。

<手順>

- ① バイタルサイン測定：血圧・脈拍等を測定します。
- ② リハビリテーション：利用者様の心身機能の維持回復に努めます。
- ③ アドバイス：利用者様又はそのご家族様に対して介助方法等をアドバイスします。

7 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かりは行いません。
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受は行いません。
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食は行いません。
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為は行いません。

8 費用

指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護保険の適用がある場合は介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

① 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、負担割合に応じて利用料金の1割～3割が利用者様の負担額になります。

※病院もしくは診療所、又は介護保険施設からの退院・退所時に、日常生活活動の自立性の向上を目的としたリハビリテーションを実施した場合は、1日につき加算が付きます。

② 交通費

距離に応じて、別途請求する場合があります。

③ その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

④ 利用料は別紙参照

9 利用料等の支払い方法

利用料のお支払いに関しましては、口座からの引き落としか振り込みでのお支払いをお選び下さい。

毎月10日を過ぎた頃に前月分の請求書を郵送致します。

10 キャンセル

サービスの利用を中止する場合には、速やかにご連絡ください。 TEL 027-212-7855

11 留意事項

当事業の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・ 差し入れについて、食物・飲み物、何れも原則として禁止とします。
- ・ 訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について以下に記載します。

- ・ 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・ サービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・ 事業所は、サービス従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、サービス従業者である期間及びサービス従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、サービス従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について以下に記載します。

- ・ 利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ・ 利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者へ漏洩を防止するものとします。
- ・ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14 苦情申し立て窓口

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置		
善衆会訪問リハビリテーション	木村 洋一	tel 027-212-7855
善衆会病院	医師 恩田 啓	tel 027-261-5410
善衆会病院 地域医療相談室		tel 027-261-5410

事業所外の窓口	
前橋市役所	tel 027-224-1111
伊勢崎市役所	tel 0270-24-5111
群馬県国民健康保険団体連合会	tel 027-290-1323

15 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。（苦情申し立て窓口担当者と兼務）
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ サービス従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ⑥ 虐待防止のための指針の整備をします。

16 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます

19 提供するサービスの第三者評価の実施

実施なし